**申　　立　　書**

令和　　年　　月　　日

練馬区長殿

　　　　　　　申立人　　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名

このたび、私が建築し、または取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

　なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議はありません。

記

１　家屋の表示　　所在地　練馬区

　　　　　　　　　家屋番号

２　家屋の住居表示

　　　　　　　　　練馬区

３　入居予定年月日（申立日から１～２週間程度）　　令和　　　年　　　月　　　日

４　現在の家屋の処分方法等（カッコ内は必要添付書類）

持ち家を売却または売却予定　（売買契約（予約）書、媒介契約書）

持ち家を賃貸または賃貸予定　（賃貸借契約（予約）書、媒介契約書）

賃貸住宅、社宅等から退去　　（賃貸借契約書、社宅入居証明書、家主の証明書）

親族が所有・契約する家屋から退去　（現住家屋非居住申立書）

その他

　　　　　　　（金銭消費貸借契約書のほか区が求める書類）

５　入居が登記の後になる理由

抵当権設定登記を急ぐため

その他

　（具体的理由）